

令和 6 年 7 月 5 日
浜松市人事委員会

第 I 類行政職員（大学・大学院等）

採用予定日 令和 7 年 4 月 1 日

【第 1 次試験日】令和 6 年 9 月 29 日（日）

【申 込 期 間】令和 6 年 7 月 8 日（月）午後 1 時～令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 5 時【受信有効】

浜松市の求める人物像 ～変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員～

前例に捉われず、前向きに挑戦する志を持ち、浜松市民のために何ができるのか、自ら考え、自ら行動することができる人材を求めています。

今回の主な変更点

- ◆ 3 次試験制を廃止し、2 次試験制を導入しました。（試験の内容は P.3 をご覧ください）
- ◆ 第 1 次試験において、教養試験または適性検査（SPI3）を廃止し、専門試験のみで受験できるようになりました。
- ◆ これまでの 2 次試験において実施していたグループワーク試験と事務適性検査を廃止しました。
- ◆ 受験可能年齢の上限を 35 歳（平成元年 4 月 2 日以降生まれ）に引き上げました。

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分		採用 予定人数	主な職務内容
技術	土木	8 人程度	道路や橋梁、河川、上下水道などの公共インフラの土木工事の設計や監理、維持管理などの業務
	建築	3 人程度	庁舎、学校などの公共施設の設計や工事監理、建築確認申請の審査・検査などの業務

※ 採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

※ 同日に実施される第 II 類行政職員、第 III 類消防職員を併せて受験することはできません。※ 令和 6 年度に実施した浜松市職員採用試験において、同一試験区分を受験した人は受験できません。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たすことが必要です。

（１） 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人（令和 7 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和 7 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和 7 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）

（２） 地方公務員法第 16 条に定める以下の欠格条項に該当しない人

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

（３） 次のそれぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分		受験資格
技術	土木	次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和 7 年 3 月までに修了見込みの人 ③ 平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
	建築	次のいずれかに該当する人で、専門の科目を履修した人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和 7 年 3 月までに修了見込みの人 ③ 平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人

※ 令和 6 年度に実施した浜松市職員採用試験において、同一試験区分を受験した人は受験できません。

3 試験日程

試験	日程	会場	合格発表
第 1 次試験	[筆記試験・性格検査] 9 月 29 日(日)	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目 12-7)	【個別面接試験対象者の発表】 10 月 8 日(火) 浜松市ホームページに個別面接試験対象者の受験番号を掲示します。
	[個別面接試験] 10 月中下旬	クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1)	【第 1 次試験合格発表】 11 月 5 日(火) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

第2次試験	[個別面接試験・小論文試験] 11月中旬	クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町 2-1) または 浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目 12-7)	【最終合格発表】 11月29日(金) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。
-------	-------------------------	--	---

- ※1 スケジュール、会場等は変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。
- ※2 第1次試験筆記試験の成績により、第1次試験個別面接試験の受験対象者を決定します。
- ※3 **「建築」の受験者**は、第1次試験筆記試験時に**直近の単位認定が反映された大学の学部の成績証明書**を提出してください（大学院修了（修了見込み）者は大学院の成績証明書を併せて提出）。

4 試験の内容・配点

試験科目		内容	配点	
第1次試験	専門試験 (120分)	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。 〔別表参照〕	200点	800点
	性格検査	面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。	—	
	個別面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	600点	
第2次試験	小論文試験 (60分)	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。	100点	400点
	個別面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	300点	

別表 **筆記試験（専門）** の出題分野（30題・択一式）

土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工

- ※1 第1次試験筆記試験の成績により、第1次試験個別面接試験の受験対象者を決定します。
- ※2 最終合格者は、第2次試験の結果により決定します。**（第1次試験の結果は反映されません。）**
- ※3 どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※4 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず**失格とすることがあります。**
- ※5 第1次試験の筆記試験（専門）の例題は、浜松市ホームページで公開しています。

5 受験申込手続き

(1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続きを確認して申し込んでください。

手続きに必要なもの	○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4 用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）
申込期間等	令和 6 年 7 月 8 日（月）午後 1 時から令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 5 時 ※ 申込期間中は 24 時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。
受験申込の流れ	申込手続きの前に、電子申込システムへの会員登録が必要になります。 ①共通項目の入力が完了すると、募集中の試験区分（例：第 1 類行政職員）が表示されます。 引き続き、②職種選択を行ってください。 審査結果通知を受信するまで、<u>申込は受理されていません。</u> 申込内容に確認事項がある場合は、電話等にてご連絡します。 第 1 次試験日の <u>1 週間前までに</u>電子メールで受験票、宣誓書・自己紹介書等のお知らせが届きます。 マイページから受験票、宣誓書・自己紹介書等をダウンロード、印刷して必要事項を記入のうえ写真を貼付し、第 1 次試験時に持参してください。 受験申込者 ・新規会員登録 ・マイページログイン ↓ ①【共通項目入力】 申込内容の入力 ↓ ②【職種選択】 該当する試験区分を選択 ↓ メール受信・申込完了 ↓ メール受信・受付完了 ↓ メール受信 マイページにログインして受験票データ（PDF）等をダウンロードして印刷 ↓ 第 1 次試験当日、試験会場へ持参 電子申込システム 申込内容の受信 申込内容の審査 ↓ 1 週間以内 ↓ 申込内容の審査結果通知 ↓ 必要書類の発行 ・受験票 ・自己紹介書、宣誓書等 ※第 1 次試験 1 週間前

注意事項	・画面上の注意事項をよく確認のうえ、入力してください。 ・マイページへの登録や共通項目入力だけでは受験申込の完了となりません。引き続き、該当する試験区分から職種の選択（上記②）を行ってください。 ・学歴、職歴、免許・資格の入力欄が不足する場合は、右上に「氏名・生年月日」を記入した A4 別紙を作成し、共通項目入力時（上記①）にアップロードしてください。
------	--

（２）郵便での申込み（やむを得ない場合のみ）

提出書類	①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形 3 号封筒に、あて先を記入し、84 円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目 12 番 7 号）
申込期間等	令和 6 年 7 月 8 日（月）から 令和 6 年 8 月 9 日（金）※必着 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 簡易書留郵便 」を利用してください。 簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。
受験票等の発送	第 1 次試験日の 1 週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第 1 次試験時に持参してください。

6 合格から採用まで

- （１）最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から 1 年間です。
- （２）採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- （３）任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- （４）採用予定日は原則として令和 7 年 4 月 1 日です。
 ※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
 ※ **採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。**
- （５）最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
 ※ **受験資格に定める学校等を卒業できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。**

7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。（以下、令和 6 年 4 月 1 日現在のもの。）

（１）初任給

職 種	区 分	初任給月額
技術	大学卒	約 212,000 円
	大学院修士課程修了	約 224,000 円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

- (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）
給料（本給）、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.5カ月分が支給されます。
（採用初年度は採用される月によって異なります。）
- (3) 諸手当
通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。
- (4) 勤務時間
原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。
- (5) 勤務場所
原則として、浜松市内の施設等。ただし、職種、職務内容等により異なる場合があります。
- (6) 休日等
原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。
- (7) 休暇等
年次休暇（年間20日付与、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。
- (8) 喫煙について
健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。原則勤務場所での喫煙はできませんが、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置として、特定屋外喫煙場所（本庁舎本館屋上）を設置しています。※毎月22日は閉鎖

8 注意事項等

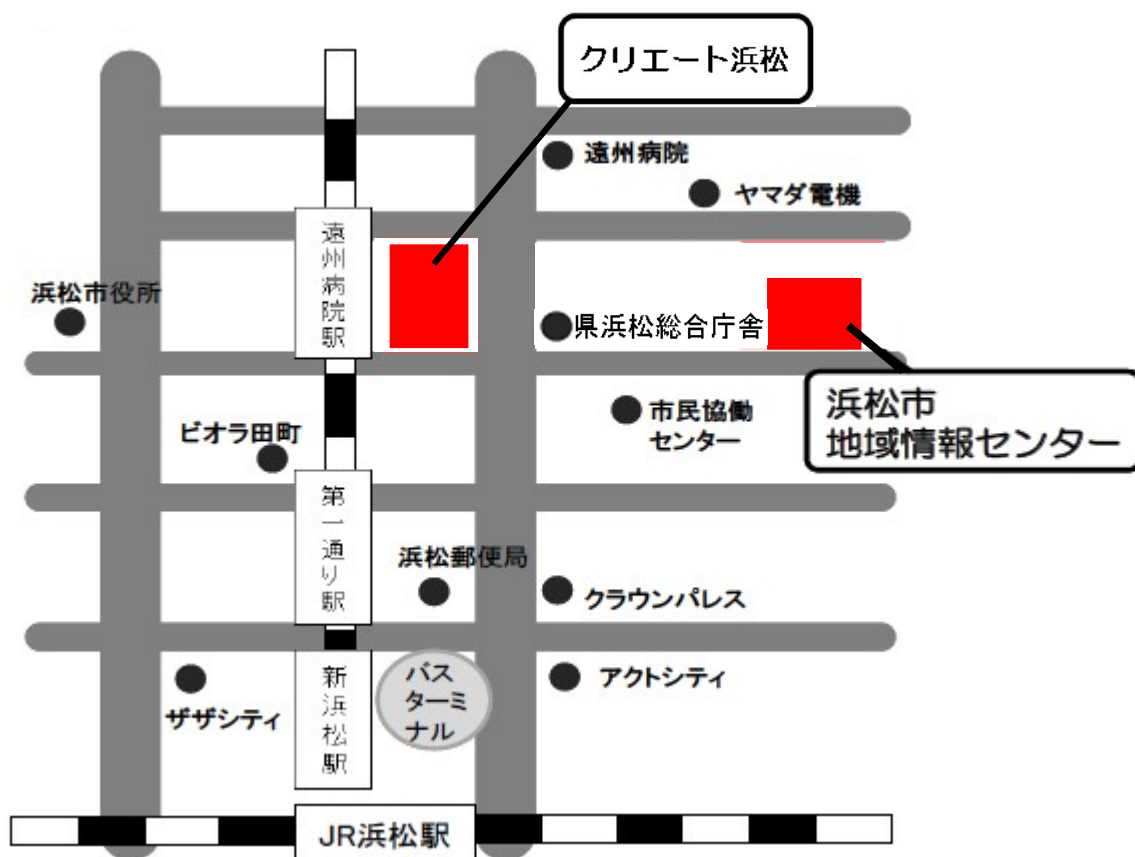
- (1) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (4) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**
- (5) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。
- ① 公権力の行使に当たる業務
（市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など）
[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制
- ② 公の意思の形成に参画する職（行政の企画、立案、決定等に関与する職）
- (6) 第1次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**第1次試験合格発表日以後1か月間**に限り本人からの申請（インターネット・郵便）に基づいてお知らせします。
- ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
 - ・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問い合わせ先まで郵送してください。
 - ・第2次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。
- (7) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

◎ 試験会場案内図

浜松市地域情報センター（浜松市中央区中央一丁目12番7号）

クリエート浜松（浜松市中央区早馬町2番地の1）

※駐車場はありませんので、**必ず電車等の公共交通機関を利用してください**。また、会場周辺の道路混雑の緩和や環境に配慮し、やむを得ない場合を除き、**自家用車による送迎もご遠慮ください**。



9 お問い合わせ先

浜松市人事委員会事務局

- ・ TEL 053-457-2201（平日 8時30分～17時15分）
- ・ FAX 053-457-2089
- ・ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号（地域情報センター3階）

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）および LINE 公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE 公式アカウントの登録をお願いいたします。

● 浜松市職員採用ホームページ

浜松市 職員採用

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/shokuinsaiyo/index.html>

採用試験情報のほか、浜松市の仕事研究に役立つ紹介動画や先輩職員からのメッセージ、TOPICS など、様々なコンテンツを掲載しています。



● 浜松市LINE公式アカウント「浜松市役所職員採用情報」

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=wpr0868p>

最新の採用試験情報、イベント情報を随時発信しています。



● 「浜松市役所仕事研究ガイド」

仕事研究ガイド

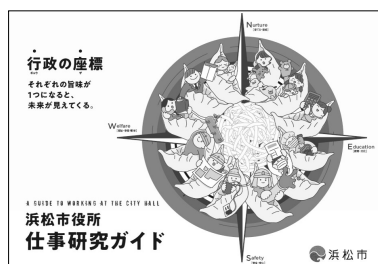
検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jinji-iinkai/officer/guide.html#guide2401>

各区役所区振興課、行政センター、支所等に配架しています。
電子ブックでも閲覧可能です。



< 総合版 >



< 入門編 >



< 技術職・免許資格職 特化版 >

